

キャッシュレス社会到来!

キャッシュレス社会がますます加速していく中で、私たちは何に気を付けたらいいの?

現金がなくても、クレジットカードや電子マネーがあることで、私たちは不便なく生活できます。電車に乗ったり、コンビニで買い物もできます。現金を持たずに、カードで支払いすることで著しく利便性が向上する一方、購入と支払のタイムラグが生じることや手元の現金が減らない分、「買い物をした感覚」が希薄になることで、必要以上に買い物をしたり、支払いができなくなって多重債務に陥りやすくなります。自分のおかれた経済状況等をしっかりと把握する必要があります。



主なキャッシュレス手段

クレジットカード [後払い]

- 加盟店での利用
- クレジット会社が立替える **借金です!**
- 一括払い(翌月、ボーナス)・分割払い・リボ払い(リボ払い)がある
- クレジット会社ごとに異なるが、分割払い・リボ払いには利息・手数料がかかる
- キャッシング機能、身分証明機能も持つ

電子マネー [前払い・後払い]

- 電子的なデータによる決済手段
- ICカード型
 - 電車などに便利な交通系(Suica、PASMOなど)
 - コンビニなどで便利な流通系(nanaco、WAONなど)
 - おサイフケータイ
- ネットワーク型
 - ネット上で流通させる、暗号資産

デビットカード [即時払い]

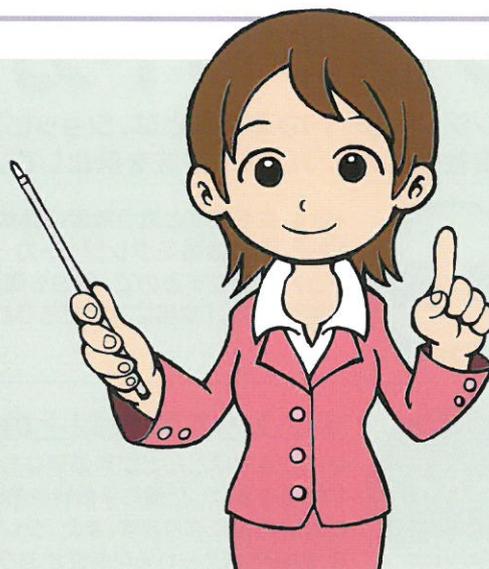
- 預貯金の範囲内であれば加盟店で使用でき、利息・手数料はかからない
- 使用した時点で、本人口座から利用額が引き落とされる

スマートフォン決済 [コード決済]

- アプリをダウンロードして、クレジットカードや銀行口座などの情報を登録
- お店のバーコードやQRコードを使って支払うことができる

⚠️ ここに気を付けよう!

カードには複数の機能が備わっている場合があります。例えば、クレジットカードには、クレジット機能だけではなく、キャッシング機能も備わっていて、現金を借りることも可能です。また、多くの銀行のキャッシュカードには、デビット機能が付いています。そのような意味からも、クレジットカードやキャッシュカードを紛失したら、すぐにクレジット会社や銀行に連絡する必要があります。不正使用防止のため、暗証番号は生年月日や電話番号など推測されやすい番号は避けることが重要です。



フィッシング詐欺

銀行やインターネットショップ等を装ってメールを送り、住所や銀行口座番号、クレジットカード番号などの個人情報を入力させるなどし、金銭を詐取する行為をいいます。

事例 Case

ある日、いつも使っている通信業者から「IDの再契約の手続き」というメールが届いた。メールには住所や氏名、クレジットカードの番号を添付ファイルに記載し、返信するようとの指示があったので、入力して返信した。しばらくして、ニュースでフィッシング詐欺の存在を知り、心配になったので、カードの利用を止めた。しかし、最近になり、全く身に覚えのない請求がきた。



アドバイス Advice

個人情報は安易に入力しない

疑わしいメールが届いた場合は安易にリンク先にアクセスしたり、添付ファイルを不用意に開かないようにしましょう。万が一、個人情報を入力した際は速やかに消費生活相談窓口にご相談ください。具体的に金銭が詐取された等の被害にあった場合は警察に届け出ましょう。

ポイント Point
フィルタリングなどを活用し、フィッシングメールをブロック!

クレジットカードの名義貸し

名義貸しとは、他人の契約を自分の名義で行う行為をいいます。どんなに親しい友人から「名前を貸してほしい」、「迷惑をかけないからカードを貸してほしい」と依頼されても、絶対に断りましょう。支払の義務を負うのは名義を貸した本人です。

事例 Case

友人に「絶対に迷惑はかけないから!!」と言われ、友人に代わって私のクレジットカードで商品を購入した。最初のうちは毎月の支払額を返済してくれていたが、最近はそのがなくなり、結果、私が返済をしている。私は商品を受取ってないし、名前を貸しただけなのだが、支払わなくてはいけないのか。



ポイント Point
どんな場合も返済義務はカードの名義人が負う!

アドバイス Advice

カードは他人に絶対に貸してはいけません

クレジットカードは発行を受けた名義人以外では使用できません。友人がカードを利用しようと、契約は名義人とクレジット会社の間で成立していますので、クレジット会社は当然名義人本人に請求します。したがって、返済義務は、カードの名義人となります。また、トラブルが生じたときは、名義人が責任を負わなくてはなりません。親しい友人でもきちんと断ることが重要です。

クレジットカードの現金化

クレジットカードの現金化とは、ショッピング枠を現金に換金することを目的に利用することです。クレジット会社はこのような利用方法を禁止しています。絶対にしてはいけません。

事例 Case

お金を貸すと言う業者に連絡したところ、「指定の店舗で10万円の指輪をクレジットカードで購入すれば7万円のキャッシュバックをするので、お金も商品も手に入り大変お得になる」と説明された。「本当にお得だろうか?」



ポイント Point
クレジットカードの現金化は犯罪行為

アドバイス Advice

手に入った現金以上の借金を負います

商品は通常ほとんどが無価値なものであり、商品代金としてクレジット契約を交わした額に手数料を含めて返済をすることになり、大きな経済的負担になります。また、クレジット会社から退会処分を受けたり、詐欺で訴えられる可能性があります。